

電気工事業の届出手続きについて（開始）

1 開始届出に必要な書類について

- ① 電気工事業開始届出書
- ② 誓約書・主任電気工事士の雇用証明書
- ③ 主任電気工事士等の実務経験証明書
※主任電気工事士が第一種電気工事士の場合は、実務経験証明書は不要です。
- ④ 備付器具調書
- ⑤ 標識仕様書
- ⑥ 主任電気工事士の電気工事士免状原本
- ⑦ 住民票抄本 … 申請者が個人の場合
登記事項証明書 … 申請者が法人の場合
- ⑧ 建設業許可通知書の写し

※注意事項

- ① 申請者及び主任電気工事士本人が自筆で署名すれば、個人認印・法人代表者印は不要です。
(実務経験証明書を除く)
- ② 主任電気工事士が第一種電気工事士の場合、実務経験証明書は不要です。
- ③ 住民票・登記事項証明書は3ヵ月以内のものです。(コピー不可)

2 登録等の要件について

- (1) 営業所ごとに主任電気工事士を1名選任すること。
主任電気工事士に選任されるには、下記の条件のどちらかを満たすことが必要です。
ア 第一種電気工事士免状を取得していること。
イ 第二種電気工事士免状を取得後3年以上の実務経験を有し、証明できること。
(注) 2つ以上の営業所の主任電気工事士を兼務することはできません。
- (2) 事業者、法人役員及び主任電気工事士が登録拒否要件に該当しないこと。
電気工事業法、電気工事士法及び電気用品安全法に違反したことがない等
- (3) 工事後の確認用の検査器具を営業所に備え付けていること。
電気工事が適正に行われたどうかを検査する等のために必要な器具を営業所に備え付けてなければなりません。一般用電気工事を行う場合は①から③まで、自家用を電気工事を行う場合は①から⑦までを必要とします。

- | | |
|--------------------|-------------------------|
| ①絶縁抵抗計 | } 借用・計測依頼等で対応することもできます。 |
| ②接地抵抗計 | |
| ③抵抗及び交流電圧を測定できる回路計 | |
| ④低圧検電器 | |
| ⑤高圧検電器 | |
| ⑥継電器試験装置 | |
| ⑦絶縁耐力試験装置 | |

電気工事業の届出手続きについて（変更）

届出電気工事業の変更手続きには、下記の書類が必要です。

届出電気工事業者変更届一覧

No	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
	個人氏名・法人名称	個人住所・法人所在地	営業所名称	営業所所在地	電気工事の種類	主任電気工事士又は工事士資格	法人代表者	営業所増設	組織変更	建設業許可更新	届出行政庁変更
変更事項											
必要書類等											
電気工事業に係る変更届出書（様式第19）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
誓約書・雇用証明書						○	○	○	○		
主任電気工事士実務経験証明書						★		★			
備付器具調書					○			○			
標識仕様書	○		○		○	○	○	○	○		
主任電気工事士の電気工事士免状原本					○	○		○			
建設業許可通知書の写し										○	
建設業許可変更届出書	○	○	○	○			○	○	○		
現在所持する届出受理通知書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

注意事項

※主任電気工事士が第一種電気工事士である場合は、実務経験証明書（★印）は省略できます。

※届出電気工事業者の場合、「申請者の住民票・登記事項証明書」に代わり「建設業許可変更届出書」（写）を使用します。そのため、「建設業許可変更届出書」（写）が必要な変更事項については、その手続きが終了して（変更届出書が受理されて）からの手続きとなります。

※「法人設立」・「事業の譲渡・承継」「相続」「合併」「分割」の際の変更手続きは、届出電気工事業者の場合はすべて「新規届出」の手続きが必要です。

※手数料はすべて無料です。

No.1	「株式会社〇〇→株式会社××」等、同一法人組織内での名称変更です。
No.4	移転先が県外の場合は変更手続きではなく、移転先の手続きが必要です。
No.5	「一般用電気工事→一般用及び自家用電気工事」又はその逆の場合のみです。
No.6	電気工事士資格のみの変更の場合、「誓約書・～」「実務経験証明書」は省略できます。
No.8	市(町村)内に増設する場合のみです。
No.9	「有限会社〇〇→株式会社〇〇」等、法人組織間の変更のみです。
No.10	建設業許可は5年ごとに更新手続きがあります。期限切れで建設業許可が「新規」扱いになった場合は電気工事業も「新規届出」扱いになります。
No.11	市(町村)から国等に行政庁が変更になった場合です。逆に国等から市(町村)に行政庁が変更になった場合は添付書類等が異なります。